

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2015年12月24日
【会社名】	富士通株式会社
【英訳名】	FUJITSU LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 達也
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記「最寄りの 連絡場所」において行っております。)
【電話番号】	044 (777) 1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	法務・コンプライアンス・知的財産本部 コーポレート法務部 シニアマネージャー 中安 啓文
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号 (汐留シティセンター)
【電話番号】	03 (6252) 2220 (代表)
【事務連絡者氏名】	法務・コンプライアンス・知的財産本部 コーポレート法務部 シニアマネージャー 中安 啓文
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2015年9月25日
【発行登録書の効力発生日】	2015年10月5日
【発行登録書の有効期限】	2017年10月4日
【発行登録番号】	27 - 関東162
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 300,000百万円
【発行可能額】	300,000百万円 (300,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額または振替社債の総額の合計額 (下段 () 書きは発行価額の総額の合計額) に基づき算出 しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2015年12月24日 (提出日) です。
【提出理由】	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定 に基づく臨時報告書および企業内容等の開示に関する内閣府令第 19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2015年12月24日に関 東財務局長に提出いたしました。この臨時報告書の提出により、 当該書類を2015年9月25日に提出した発行登録書の参照書類とい たします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りです。